

峡南医療センター企業団

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、本組合における特定事業主行動計画に基づく取組として、次のとおり公表します。

○実施状況

【取組】女性職員の採用

【目標】令和 6 年 4 月 1 日現在、女性職員の割合は約 63% であり、今後も積極的な女性の採用を行っていく。

【取組状況】女性職員の比率が 50% を超えており、女性に働きやすい職場を維持している。

【取組】女性職員の配置・登用

【目標】管理職的地位のある女性職員を令和 11 年度までを目標に 30% に引き上げる。

【取組状況】部長職に女性職員が増加した。引き続き目標に向けて取り組んでいく。

【取組】ワークライフバランスの形成

【目標】年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間 10 日の取得を継続させる。

令和 11 年度までに、職員全員の所定外労働時間を、一人当たり月平均 10 時間未満を目指す。

【取組状況】ノー残業デーの推進や所属長の会議において施設毎における超勤時間を報告し、前年度比較で増加しているかを知らせている。

【取組】出産・育児の支援

【目標】令和 11 年度までに、男性職員の育児休業取得 1 名以上を目標にして、男性職員の育児休業取得率を上げる。

【取組状況】パパママ育休プラス等が浸透してきたためか、育児休暇及び育児休業について問い合わせがあった。周知をしっかりと行い取得率向上を目指す。